

みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日6林整森第266号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要綱（平成29年6月16日付け林振第236号農林水産部長通知。以下「県実施要綱」という。）及びみんなの森林づくりプロジェクト推進事業交付金交付等要綱（平成29年6月16日付け林振第237号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づくみんなの森林づくりプロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項について定めるものとする。

(事業実施主体及び事業の実施方法)

第2 みんなの森林づくりプロジェクト対策交付金（以下「本交付金」という。）の交付金を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、県交付要綱第2（1）に定める地域協議会（以下同じ。）とし、地域協議会及び、県交付要綱第2（2）に定める活動組織（以下同じ。）の本交付金に関する活動内容に応じ、別紙1に基づき本交付金を交付するものとする。

(実施体制)

第3 県は、本事業による地域の取組を効果的に推進するため、地域協議会に対して支援・指導等を行うとともに、活動組織に対して活動が可能な対象森林の情報提供などのほか、活動の実施に必要な支援・指導等を市町村と連携して行うよう努めるものとする。

2 市町村は、本事業による取組が円滑に実施されるよう、所管する行政区域内での活動組織による活動の有効性を確認しつつ、活動組織への指導等を行うとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 地域協議会は、本交付金を活動組織に交付するとともに、以下に掲げる活動組織に対する支援や指導及び県、市町村との連絡調整の実施を行うものとする。

- (1) 活動組織を対象とした技能・安全研修
- (2) 活動組織への資機材の貸与及び当該貸与に供する資機材の購入等
- (3) その他本対策の推進に必要な活動組織に対する支援・指導等
- (4) 活動組織による活動の有効性を審査するに当たっての市町村への意見聴取
- (5) 必要に応じて実施する地方公共団体による活動組織に対する支援に関する協力

4 本交付金に係る活動に取り組む活動組織は、森林・山村の多面的機能の維持・向上のた

めの保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。また、本事業の実施期間が終了した後においても、自立的な山村の活性化に資する取組を継続するよう努めるものとする。

(交付金の会計経理)

第4 地域協議会及び本交付金を受けた活動組織は、以下のとおり会計経理に係る証拠書類を保管するものとする。

(1) 地域協議会

地域協議会長又はその地位を継承した者は、本交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を本事業に係る事業が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 本交付金及び推進交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書及び承認書類

ウ その他本事業に関する書類

(2) 活動組織

活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、本交付金の交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間次に掲げる書類を保管しなければならない。

ア 本交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類

イ 金銭出納簿

ウ 領収書等支払を証明する書類

エ その他本交付金に関する書類

2 活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 本交付金は、他の事業と区分して経理を行うこと。

(2) 本交付金は、事業計画書に記載した内容に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。

(3) 金銭出納は、金銭出納簿により行うこととし、金融機関に口座を設けること。

附 則

1 この要領は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度予算に係る本交付金に適用する。

附 則

1 この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年度に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月7日から施行し、令和元年度に係る補助金から適用する。

附 則
この要領は、令和3年4月12日から施行し、令和3年度に係る補助金から適用する。

附 則
この要領は、令和3年9月10日から施行し、令和3年度に係る補助金から適用する。

附 則
この要領は、令和4年4月5日から施行し、令和4年度に係る補助金から適用する。

附 則
この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度に係る補助金から適用する。

附 則
この要領は、令和7年6月12日から施行し、令和7年度に係る補助金から適用する。

附 則
この要領は、令和8年4月9日から施行し、令和8年度に係る補助金から適用する。

(別紙1)

みんなの森林づくりプロジェクト対策交付金(本交付金)に係る事業の実施方法

第1 事業内容

(1) 本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。

区分		活動内容
主たる活動	地域活動型 (地域住民等が連携し森林資源又は竹林資源を活用する活動への支援)	森林資源活用 雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
		竹林資源活用 竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
	複業実践型 (半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援)	間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
従たる活動	機能強化	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
	関係人口創出・維持	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等
	資機材等整備	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）
	活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

ア 活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせるものとする。

イ 主たる活動は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林に限り実施することができる。

- ウ 主たる活動を行う場合に必要な面積は、0.1ha 以上とする。
- エ 主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。
- オ 従たる活動は、主たる活動と組み合わせた場合に限り実施することができる。
- カ 複業実践型を行う活動組織は、法人格を取得しているとともに、伐採作業を行う者はチェーンソーによる伐木等特別教育を受講していること。
- キ 複業実践型を行う場合に必要な活動日数は、構成員平均で 70 日以上とする。
- ク 主たる活動には、活動する森林に係る資源活用の取組を必ず含むものとする。
なお、複業実践型を行う場合は、資源活用の数値目標を設定し、達成するものとする。
- ケ 機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は主たる活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。
- コ 機能強化は、活動する対象森林内のほか、当該森林に到達するために通過する森林内（森林経営計画策定森林内を含む。）で実施することができる。
- サ 機能強化を行う場合（森林調査・見回りを除く）に必要な延長は、1m 以上とする。
- シ 関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することが主たる活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。
- ス 関係人口創出・維持で対象とする地域外関係者は、昭和 25 年 2 月 1 日時点で対象森林が所在する市町村の区域外に居住する者とする。
- セ 関係人口創出・維持を行う場合に必要な地域外関係者の参加人数は、10 名以上とする。

(2) その他

本交付金事業の実施に必要な事項。

第 2 交付の流れ

地域協議会長は、交付を受けた額のうち、本交付金の交付について採択を決定した活動組織が実施する第 1 の (1) の活動に必要な経費を、活動組織からの申請に基づき、活動組織に交付するものとする。

第 3 交付額等

(1) 地域協議会

本交付金のうち地域協議会への交付対象となる経費は、次のアからコまでとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、別紙のとおりとする。

- ア 技術者給
- イ 賃金

- ウ 謝金
- エ 旅費
- オ 需用費
- カ 通信運搬費
- キ 委託料
- ク 使用料及び賃借料
- ケ 備品費
- コ 資機材購入費

(2) 活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる算定方法及び使途は次のとおりとする。

ア 算定方法

本交付金の交付額は、イに規定する活動の区分及び活動計画の取組年度に応じた交付単価又は交付率を、対象となる森林面積又は延長等に乗じて得た金額の合計とする。なお、対象となる森林面積又は延長は、森林計画図等の縮尺 5,000 分の 1 以上の図面等を用いて算定するか、現地で実測するものとする。

イ 交付単価

交付単価又は交付率は、次に掲げる表中の種類ごとに定めるとおりとする。

種類	交付単価 及び交付率	左の内訳	
		(1) 国の交付単価又は交 付率	(2) 地方公共団体の 地方単独事業や 補助の交付単価
①地域活動型 (森林資源活用)	1 ha 当たり 160,000 円 (初年度) 154,666 円 (2年目) 149,333 円 (3年目)	1 ha 当たり 120,000 円 (初年度) 116,000 円 (2年目) 112,000 円 (3年目)	左記の額の 概ね 1/3 の額
②地域活動型 (竹林資源活用)	1 ha 当たり 442,666 円 (初年度) 405,333 円 (2年目) 368,000 円 (3年目)	1 ha 当たり 332,000 円 (初年度) 304,000 円 (2年目) 276,000 円 (3年目)	左記の額の 概ね 1/3 の額
③複業実践型	1 ha 当たり 254,666 円 (初年度) 234,666 円 (2年目)	1 ha 当たり 191,000 円 (初年度) 176,000 円 (2年目)	左記の額の 概ね 1/3 の額

	216,000円（3年目）	162,000円（3年目）	
④機能強化	1m当たり1,000円	1m当たり800円	左記の額の 概ね1/4の額
⑤関係人口創出・維持	年間当たり66,667円	年間当たり50,000円	左記の額の 概ね1/3の額
⑥資機材等整備	購入額の1/2以内	購入額の1/2以内	—
	購入額の1/3以内	購入額の1/3以内	—
	賃借料の1/3以内	賃借料の1/3以内	—
⑦活動推進費	年間当たり50,666円	年間当たり38,000円	左記の額の 概ね1/3の額

注1) ①、②及び③の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

注2) 複業実践型は、安全衛生装備に係る経費は③の交付単価とは別に加算する。また、複業実践型を実施した森林において1ha当たりの間伐材の売上額が以下の額を上回った場合は、翌年度以降の交付額は0円とする。

初年度：1,053,000円/ha、2年目：1,008,000円/ha、3年目：966,000円/ha

注3) ④の延長は森林調査・見回りを除く。

注4) ⑥のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、丸鋸又はチップパーを購入する場合は購入額の1/3以内とする。

注5) ⑥のうち、賃借料の1/3以内を交付するものは、⑤の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。

ウ 流用の制限

活動組織は⑥の活動とそれ以外の活動の間で交付金を流用してはならない。

エ 交付額の上限

一活動組織の国交付額の上限は年間当たり500万円とする。

オ 交付金の使途

区 分	使 途
イの区分欄に掲げる①～④	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑥に掲げるものは除く。）、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの区分欄に掲げる⑤	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（⑥に掲げるものは除く。）、事務用品等の消耗品、

	賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
イの区分欄に掲げる⑥	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（⑤の活動で使用するものにあつては、賃借料に限る。）、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）
イの区分欄に掲げる⑦	人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

第4 活動の採択及び実施

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の採択、実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

- 1 本交付金の交付の対象となる活動は、活動計画に基づくものとする。
- 2 活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者との間で、別に定める様式により協定を締結するものとする。
- 3 活動組織は、別に定める様式により活動計画書を作成するものとする。
- 4 採択申請等
 - (1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、採択申請書及び活動計画書、協定書の写し及び規約の写しその他必要な書類（以下「採択申請書等」という。）を、地域協議会長に提出するものとする。
 - (2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった採択申請書等のうち、活動計画書について、採択申請書等を審査するに当たり、活動が計画されている市町村の意見を聴取するとともに、書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、採択を決定するものとする。
 - (3) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。
 - ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性及び当該森林において発揮を期待すべき機能を確認していること。
 - イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
 - ウ 一定の安全体制が確保されており、安全に活動できる組織であること。

- エ 毎年度1回以上の安全講習又は森林施業技術の向上に係る講習の実施、活動に必要な安全装備の整備及び傷害保険の加入を記載していること。
- オ 3箇年度の活動計画を策定していること。なお、活動計画に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画に位置付けられていないこと。
- カ 活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組を記載していること。
- キ 活動組織は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための模範（個別模範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・職人産業の作業安全のための規範（個別模範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、提出されていること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しをもって、これに代えることができる。
- ク 県事務取扱様式第14号の「みどりチェック」チェックシート（活動組織向け）に記載された環境負荷低減の各取組のうち該当する取組を活動実施期間中に実施する旨をチェックした上で、地域協議会へ提出していること。
- (4) 地域協議会長は、(1)により提出された採択申請書等を審査の上、地方公共団体が地方単独事業により国の交付額の3分の1以上の額の支援（資機材・施設の整備に係る支援を除く。）を行う活動について優先的に採択するものとする。
- (5) 地域協議会長は(1)により提出された採択申請書等を審査するに当たっては、次に掲げる活動に該当するものについて採択に当たり優先するよう配慮する。
- ア これまで長期間にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）
- イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動であること。
- ウ 地方公共団体が地方単独事業により支援を行う活動であること（前号の支援額を下回るもの。）。
- (6) 地域協議会長は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に定める「地域別農業振興計画」に位置付けられた活動のうち農地等の維持保全にも資すると認められるものについては、優先的に採択することができる。
- (7) 地域協議会長は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき都道府県又は市町村が定める国土強靱化地域計画に位置付けられた活動であるかを踏まえつつ審査するものとする。
- (8) 地域協議会長は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月

1日付け（12 構改B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）第 4 の 1 又は第 4 の 3 に定める林地化が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。

(9) 地域協議会長は、農山漁村振興交付金（中山間地域等農用地保全総合対策）実施要領（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 農振第 2166 号農林水産省農村振興局長通知）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3520 号農林水産省農村振興局長通知）別表 1 の事業メニュー欄の 1 の（5）のオの計画的な植林が行われた森林で行う活動については優先的に採択することができる。

(10) 地域協議会長は、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条に規定する「山村振興計画」において里山林の保全活動等に関する内容が位置付けられている場合には、同計画の対象地域における当該内容を含む活動について優先的に採択することができる。

5 採択内容の変更

活動組織の代表者は、4（3）により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、地域協議会長の承認を受けるものとする。

- (1) 主たる活動の中止又は廃止する場合。
- (2) 主たる活動を行う対象森林の面積を変更する場合。
- (3) 機能強化を行う延長を変更する場合。
- (4) 資機材等整備の使途、交付額又は数量を変更する場合。ただし、使途は変更せずに交付額又は数量を減ずる場合は除く。
- (5) 地域協議会長から通知された交付額の 30%を超える減額を行う場合。

6 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

なお、本交付金による事業の着手は、原則として、地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。

- (1) 活動組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。
- (2) 活動組織は、本交付金に係る活動を行う場合は、別に定める活動記録兼作業写真整理帳に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。また、本交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

- ア 本交付金の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。
- イ 本交付金の使用は、活動計画書の記載内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- ウ 金銭の出納は、別に定める様式により金銭出納簿を作成すること。この場合、金融機関に預金口座等を設けること。
- (3) 活動組織は、本交付金に係る活動の一部を当該活動組織以外の者に委託することができる。この場合、活動組織は、受託者の作業内容を適切に監督することとする。
- (4) 活動組織は、本交付金に係る活動期間中は、毎年度一回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施するとともに、構成員等について傷害保険への加入等の措置を講じるものとする。
- (5) 活動組織は、年度ごとの活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、別に定める様式により地域協議会へ報告するものとする。
- (6) 地域協議会が資機材を購入して活動組織へ貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
- ア 活動組織への資機材の貸与は、目的、管理責任者、貸与料等を明らかにして、適正に実施するものとする。
- イ 地域協議会は、貸与する資機材の維持・管理を適切に行い、適正な状態の資機材を貸与できるようにしておくこと。
- ウ 地域協議会と活動組織の間において、貸与する資機材の名称、使用目的、貸与期間、貸与料、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものとする。
- エ 地域協議会が活動組織に対して貸与料を徴収する場合の貸与料は、「地域協議会が負担した額（＝購入額－購入額に係る交付額）／耐用年数＋年間管理費」を上限とする。

7 実施状況の報告及び確認

活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、地域協議会に報告し、確認を得なければならない。

第5 本交付金の返還

- 1 地域協議会長は、活動組織に対して、採択にあたり、以下の条件を付すものとする。
- (1) 活動組織の活動が採択した活動計画の内容に沿わないと地域協議会長が認めた場合、活動組織は、既に交付された本交付金の全部又は一部を返還するものとする。
- ただし、対象森林の減少が伴う場合は（3）の規定によることができる。

- (2) 本交付金が、計画された活動の実施以外の目的に使用されていると地域協議会長が認めた場合、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当する金額を返還するものとする。
- (3) 本交付金による活動の翌年度から起算して5年以内に本交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用（本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為、森林を整備する目的以外で活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為、その他の本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ地域協議会長に届け出るとともに、交付対象となった森林のうち、当該行為をしようとする部分に相当する金額を返還するものとする。
- 2 地域協議会は、活動組織からの本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち国費相当額を国に返還するものとする。
- 3 1において、自然災害その他やむを得ない理由や交付対象者の責に帰することができない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。
- 4 地域協議会長は、本交付金の返還等に至る事態を未然に防ぎ、本対策の適正な執行を確保するため、活動組織に対し、活動計画書の記載事項を遵守した活動等が実施されるよう指導するものとする。

(別表)

補助対象経費	範囲及び算定方法
1 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。</p>
2 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とする。</p>
3 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、技術者の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とし、原則として、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。ただし、地域協議会の構成員に対しては、必要に応じ謝金を支払うことができるものとする。</p>
4 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。</p>
5 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。</p>
(1) 消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
(2) 印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必</p>

	<p>要な経費とする。</p>
6 通信運搬費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要経費とする。</p>
7 委託料	<p>当該事業の補助の目的である事業の一部を他の民間団体・企業に委託するために必要経費とする。</p>
8 使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）。</p>
9 備品費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる備品等の調達に必要な経費とする。</p>
10 資機材購入費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる、活動組織への貸与に供する資機材の購入に必要な経費の 1/2 以内又は 1/3 以内の額とする。</p>